

平成28年 12月 5日
本庄市保健部介護保険課長

暫定ケアプランの取扱いについて

要介護・要支援認定申請（新規・更新・介護）及び区分変更申請において、認定結果が出るまでの間、要支援又は要介護の認定を見込んだうえで作成する「暫定ケアプラン」の取扱いについて、下記のとおりとします。

記

1. 暫定ケアプランの作成にあたっては、「要支援」又は「要介護」の認定結果を見込んだうえで、居宅介護支援事業所か地域包括支援センターのいずれかが担当し、サービスの利用にあたり「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」又は「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を提出してください。
2. その後、実際の認定結果と1で提出した事業所が相違する場合は、**認定日（被保険者証の認定年月日を見てください。）から3週間以内に上記届出書を提出する場合に限り、月を遡って受理することとします。**

なお、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターは必ず引き継ぎを行い、サービス利用に影響が無いよう調整をお願いいたします。

以上

※遡って届け出をされる場合のお願い※

- ・窓口は原則、市役所本庁の介護保険課です。支所窓口での届け出を希望される場合は、必ず事前に市役所本庁の介護保険課に連絡してください。支所窓口で対応できるように連絡を入れます。
- ・変更理由欄に記入したうえで、窓口で遡りが必要な旨を伝えてください。
- ・届出書の変更年月日には、遡りが必要な月の末日を記入してください。